

# 監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 教育委員会

小学校（日宇、天神、港、福石、木風、潮見、白南風、小佐世保、祇園、世知原、小佐々、楠栖、江迎、猪調、鹿町、歌浦）

中学校（崎辺、福石、山澄、祇園、世知原、小佐々、江迎、鹿町）

地区公民館（早岐、三川内、宮、南、中部）

3 監査の期間 令和元年11月5日（火）～令和2年1月8日（水）

4 監査の範囲及び方法

令和元年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

6 監査の結果

収入事務、支出事務、財産管理事務において、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

## 【指摘事項】

### 1. 収入事務

- ① 収入事務において、佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴の受払いの管理を行っていなかった。  
(三川内地区公民館)
- ② 歳入調定伺において、佐世保市事務処理規程第 8 条第 1 項第 13 号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものに限る。）の徴収に関する事」は課長の専決事項と規定されているにもかかわらず、館長の決裁を受けていないものがあった。  
(南地区公民館)
- ③ 公民館使用料において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第 2 条第 1 項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。  
(中部地区公民館)

職員の知識不足・注意不足が原因の一つとして見受けられる。研修等の実施により事務処理の適正化を図られたい。

### 2. 支出事務

- ① 校長交際費において、資金前渡により現金を受領していたにもかかわらず、私費で立替払を行っていた。  
(福石小学校)
- ② 郵便切手の管理において
  - ア 私費で購入した切手を混在させていた。  
(猪調小学校)
  - イ 佐世保市立学校物品会計規則第 17 条で「学校長等は、切手、ハガキについては、切手ハガキ受払簿により、その出納を記録し保管しなければならない。」と規定されているにもかかわらず受払簿と切手の残高が一致しなかった。  
(猪調小学校)

現金・金券類の管理における公私混同は不正に繋がるリスクがあることから、担当者任せにせず、定期的に組織的なチェックを行われたい。

### 3. 財産管理事務

- ① 学校施設使用において、佐世保市立学校使用規則第 2 条で「施設を使用しようとする者は、佐世保市立学校施設使用許可申請書により当該学校長…に、…申請しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、同書を提出させていないものがあつた。  
(日宇小学校)
- ② 職員の駐車場使用において、佐世保市職員等の駐車場使用に関する要綱第 4 条で「職員駐車場を借り受けようとする者は、職員駐車場借受申請書兼同意書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない」と規定されているにもかかわらず、同書を提出させていないものがあつた。  
(白南風小学校)
- ③ 備品において、佐世保市立学校物品会計規則第 13 条第 3 項で「備品台帳に登載すべき備品を検収したとき、学校長等は、備品整理票をちょう付…しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品整理票をちょう付していないものがあつた。  
(祇園小学校)
- ④ 職員の駐車場使用において、佐世保市職員等の駐車場使用に関する要綱第 19 条で「使用者は、通勤に用いる車両…その他第 4 条による申請内容に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から 10 日以内に、職員駐車場借受に係る変更届…により事務担当部課長へ届け出なければならない。」と規定されているにもかかわらず、変更届を提出させていないものがあつた。  
(猪調小学校)
- ⑤ 物品返納報告書において、誤って別の現存する物品名を記載し報告しているものがあつた。  
(鹿町小学校)
- ⑥ 学校施設使用において、佐世保市立学校使用規則第 2 条で「施設を使用しようとする者は、佐世保市立学校施設使用許可申請書により当該学校長に…申請しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、同書を提出させていないものがあつた。  
(祇園中学校)
- ⑦ 物品において、佐世保市立学校物品会計規則第 13 条第 3 項で「備品台帳に登載すべき備品を検収したとき、学校長等は、備品整理票をちょう付…しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品整理票をちょう付していないものがあつた。  
(祇園中学校)
- ⑧ 職員の駐車場使用において、佐世保市職員等の駐車場使用に関する要綱第 4 条で「職員駐車場を借り受けようとする者は、職員駐車場借受申請書兼同意書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない」と規定されているにもかかわらず、同書を提出させていなかった。  
(江迎中学校)
- ⑨ 備品において、佐世保市物品会計規則第 21 条で「出納員は、…備品ラベルをちょう付して整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルをちょう付していないものがあつた。  
(早岐地区公民館)

⑩ 備品において

ア 現品と備品台帳が照合できず適切な管理及び保管をしていないものがあつた。

(三川内地区公民館)

イ 佐世保市物品会計規則第 21 条で「出納員は、…備品ラベルをちょう付して整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルをちょう付していないものがあつた。

(三川内地区公民館)

⑪ 施設使用において

ア 佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例第 9 条第 1 項で「…使用許可を受けた後その使用許可申請内容を変更する場合には、使用の日の前日までに、使用許可変更に係る申請書を教育委員会に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、変更申請書を提出させていないものがあつた。

(中部地区公民館)

イ 佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第 2 条第 1 項で「公民館を使用しようとする者は、…公民館使用許可申請書…を教育委員会に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、同申請書を提出させていないものがあつた。

(中部地区公民館)

地区公民館の施設使用における使用者の変更申請書が未提出となっていることは、前回も指摘した事項である。

地区公民館は、生涯学習・地域活動の拠点として市が設置した社会教育機関であることから、施設使用日変更の無届による未利用施設の発生を防止し効果的な運営のため、利用者に対する適切な周知と業務の改善を図られたい。

また、備品の管理においては、市民の財産であるとの認識を持ち、規則等をよく確認のうえ適正に事務処理を行われたい。